

## 平成20年度課所掌基本施策進行管理票

課名	(20年度)労働委員会事務局審査課 (21年度)労働委員会事務局審査調整課	課長名	寺内 敏一
----	--	-----	-------

## 1 課の使命・役割(最終目的/上位目的)

労働組合法第7条は、使用者に対して、労働組合への所属や組合の正当な行為等を理由とする不利益取扱い(第1号)、正当な理由のない団体交渉の拒否(第2号)、組合の結成・運営に対する支配・介入及び経費の援助(第3号)、労働委員会への申立て等を理由とする不利益取扱い(第4号)を不当労働行為として禁止し、これらの規定の違反については、同法に基づき、労働委員会が救済命令を発するという行政救済制度が定められています。

不当労働行為制度のねらいは、労使間の対等な交渉を可能とするための基盤を確保し、長期的に安定した労使関係を維持、確保することにあります。

当課は、不当労働行為制度の適切な運用を図ります。

## 2 施策の概要

施策名	不当労働行為審査の迅速・的確化	施策コード	4 - 2 5 0 2
アクションプランにおける位置付け			
上位政策計画等		関係課名	

## ( 施策展開の柱 )

番号	柱 名
	不当労働行為審査の迅速・的確化

3 施策展開

(単位：千円、人)

施策展開の柱		19年度当初予算	20年度当初予算		
		19年度決算	20年度決算		
柱名	不当労働行為審査の迅速・的確化	金額	調整課と共通	調整課と共通	
概要	<p>&lt;目的&gt; 不当労働行為事件について、迅速・的確な審査を行い、事件の早期解決に努めます。</p> <p>&lt;内容&gt; 労働委員会が速やかに審査計画を作成し、和解による紛争解決を視野に入れつつ、計画に沿った審査を迅速・的確に進めるよう、事務を行います。</p>		調整課と共通	調整課と共通	
		人員	2.6	2.4	
			2.6	2.4	
18年度事後評価等を踏まえた課題及び対応策	不当労働行為審査を迅速かつ的確に行うため、事件の内容に応じた適切な審査計画の作成及び遂行並びに効果的で円滑な和解手続の実施に取り組みます。				
前年度(19年度)からの具体的変更点・改善点 (特に予算上の大幅変更を伴うもの)					
検証指標・手段		現状 (基準年)	目標 (目標年)	達成状況 (年月)	区分
上位	不当労働行為救済申立てから命令書交付又は和解終結までの期間	終結事件3件全件が1年6か月以内に終結しました(100%)。 (18年度)	1年6か月以内 (20年度)	終結事件3件すべて1年6か月以内に終結しました(100%)。 (20年度)	A
中間	審査計画を作成するため、早期に主張の整理を実施	平均1.9か月 (18年度)	1か月以内 (20年度)	新規申立のあった4件すべて1か月以内に主張の整理を行いました。 (20年度)	A
	適切な審査計画の作成と遂行	事件に応じて争点及び証拠の整理を行い、審問の期間・回数等を定める計画を作成し、その遂行に努めました。 (18年度)	事件に応じて争点及び証拠の整理を行い、審問の期間・回数等を定める計画を作成し、その遂行に努めます。 (20年度)	事件に応じて争点及び証拠の整理を行い、審問の期間・回数等を定める計画を作成し、その遂行に努めました。 (20年度)	A
実施結果	成果に関する説明 (指標に関する成果、その他)	事件の内容に応じた適切な審査計画の作成及び遂行並びに効果的で円滑な和解手続の実施に取り組み、目標を達成しました。			
	問題点・課題に関する説明 (指標に関すること、その他)	上位指標は、労働組合法に定めることが規定されこれを受け当委員会で定めたものですが、この指標に掲げた目標達成に向け、より有効な中間指標の検討を進めます。			
	特記事項 (事務事業の円滑化のために工夫した点、その他)	労働組合の連合会等を通じて行ってきた不当労働行為の救済を含む労働委員会が行う制度についての周知活動に加え、労働組合、使用者を対象とした労使関係相談会を開催し、労働委員会の利用を通じての安定的な労使関係の形成に努めました。			

